

会員さんだけのお得な生命共済です

# さつき共済

9/1~9/29

推進キャンペーン実施中!

- ◆70歳6ヶ月まで加入が可能(継続)
- ◆災害死亡保険金・災害入院給付金が充実
- ◆24時間保障
- ◆掛金は全額損金または必要経費扱いが可能
- ◆診査なしで手続き簡単
- ◆剰余金は配当金として還元

<4口加入の場合>

災害死亡 高度障害 1,000万円	病気死亡 (がん) 400万円	病気死亡 (がん以外)高度障害 200万円
災害入院 1日 8,000円 (最高60日まで)	事故による 通院見舞金 20,000円	事故・病気による 初期入院見舞金 12,000円
病気入院見舞金 5日以上 20,000円 15日以上 28,000円 30日以上 40,000円	結婚祝金 20,000円	寿祝品 加入期間 満了時に贈呈 出産祝金 12,000円



～安定した従業員さんの退職金制度～

# 特定退職金共済制度

9/1~9/29

推進キャンペーン実施中!

確かな安心・すぐれた内容

この制度は新津商工会議所が会員および地区内事業所の安定した雇用関係の確立を願い、事業の確かな発展を目的とした制度です。



## 制度の特色

- 従業員のための退職金を計画的に準備できます。
- 従業員の勤労意欲の向上と定着化に役立ちます。
- 掛金は、事業所負担で全額損金または必要経費に算入できます。



## 制度の内容

- ◆加入資格 年齢満15歳以上85歳未満の方。  
※事業主、役員(使用人兼務役員は除く)、  
または事業主と生計を一にする親族は  
加入できません。
- ◆掛金(月額) 従業員1人につき、1口1,000円で最  
高30口30,000円まで加入できます。

# 小規模企業共済制度

## 小規模企業共済制度とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が、事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金といえるものです。

## 税制面で大きなメリットがあります

### ●掛金は…全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

### ●共済金は…退職所得扱い(一括受取)

または、公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

《共済金のお受取例》 ※掛金月額10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	個人事業の廃止。会社の解散。
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	会社役員の疾病・負傷又は死亡による退職。老齢給付。
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	会社役員の任意退職又は任期満了による退職。配偶者、子への事業譲渡。その他。
解約手当金	掛金納付月数に応じて、掛金合計金額の80%~120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240ヶ月(20年)未満での受取額は掛金合計額を下回ります。					任意解約。その他。



## 加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員。
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員。
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員。
- 常時使用する従業員が20人以下であって農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員。

## 掛金

- 掛金月額は1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。(半年払や年払もできます。)
- 掛金は増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です。)
- 掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

お問い合わせ・お申し込みは  
**新津商工会議所**

新潟市新津本町3-1-7  
TEL 22-0121  
FAX 25-2332

小規模企業共済の資料を請求します。  
(FAXまたはハガキで)  
〒・住所

お名前

TEL